

太田市1%まちづくり会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第 号）第5条の規定に基づき、1%まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 まちづくり会議は、次に掲げる事項について協議し検討する。

- (1) まちづくり事業の運営に関すること。
- (2) まちづくり事業の採択に関すること。
- (3) まちづくり事業を推進するうえで必要な事項

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員15人以内で組織し、委員は、18歳以上であって次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 団体からの推薦による者

2 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命日から次年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 まちづくり会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会を総理し、まちづくり会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 まちづくり会議の会議は、委員長がこれを招集する。

(会議の運営)

第7条 委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、会議の運営に当たっては、委員の自由な発言を尊重するとともに、

各委員の発言の機会を均等に確保し、より多くの意見の表明が図れるよう努めなければならない。

- 4 まちづくり事業の採択に当たっては、出席委員の半数以上の同意が得られた案について本事業と認定する。

(庶務)

第8条 まちづくり会議の庶務は、地域振興部地域総務課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関して必要な事項は、市と委員で協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。